

佐市保第1205号  
令和6年1月29日

佐賀市国民健康保険事業の運営に関する協議会  
会長 伊東 博己 様

佐賀市長 坂井 英隆



諮 問 書

令和6年度佐賀市国民健康保険税率等について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項 令和6年度佐賀市国民健康保険税率等について

(1) 改定の内容

改正事項	現 行	改正後
基礎課税額の所得割率	100分の9.6	100分の10.2
基礎課税額の 被保険者均等割額	25,500円	28,500円
基礎課税額の 世帯別平等割額	31,600円	33,500円
後期高齢者支援金等課税額 の所得割率	100分の2.9	100分の3.2
後期高齢者支援金等課税額 の被保険者均等割額	8,800円	10,000円
後期高齢者支援金等課税額 の世帯別平等割額	7,100円	8,600円
介護納付金課税被保険者の 所得割率	100分の2.6	100分の2.9
介護納付金課税被保険者の 被保険者均等割額	9,900円	11,600円
介護納付金課税被保険者の 世帯別平等割額	5,400円	6,200円

(2) 施行期日 令和6年4月1日